

第1回 大和市障害福祉計画 策定委員会 会議録

日 時：平成18年5月11日(木) 午後1時30分～午後3時20分

場 所：大和市保健福祉センター 4階 講習室

出席者：(敬称略)

<委員>

竹内安彦、鈴木敏彦、西山誠一郎、村尾朗、伊藤悦子、春日恵美子、市川俊幸、
江原純一、佐藤七津美、田邊季子

(欠席)井上保男

<事務局>

角野部長、夏目次長、柳課長、入岡課長補佐、熱田チーフ

中林主任、坂本主事

議 事 1 委嘱式

2 開会

(1) 会長及び会長職務代理の選出

(2) 大和市障害福祉計画について

(3) 今後の予定

(4) アンケート調査について

(5) その他

1 委嘱式

(1) 委嘱状交付 ---市長より委嘱状を交付---

(2) 市長あいさつ

市 長：本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。ただいま、障害福祉計画策定委員会委員として皆様に委嘱状を交付した。障害者自立支援法が施行され、障害者を取り巻く環境が変わろうとしている。今の時代は、公がサービスを提供する時代ではなくなってきた。しかし、これは障害者福祉が後退したり、悪くなるということではないと考えている。障害福祉計画は時代にマッチしたもので、数値目標を設定することが求められている。また、障害者自立支援法は「自立」をキーワードとし、これからの障害者福祉は社会との共生によって構築されることが求められる。こうした3つの点を踏まえ、担当課から情報提供をするので、皆さんの英知を集め、すばらしい計画となるよう、お願いしたい。

(3) 自己紹介 ---委員、事務局、コンサルタントの順に自己紹介---

(4) 大和市障害福祉計画策定委員会規則について ---事務局より説明---

2 開会

議題

(1) 会長及び会長職務代理の選出

事務局：事務局一任ということなので、事務局案として、鈴木委員に会長をお願いしたい。

(異議なし)

会 長：本計画は難しいものだと思う。サービス提供量、費用負担のところはハンディキャップを抱える人の生命線である。当事者の立場に立って審議し、よりよい計画がつかれるようにした

い。職務代理には竹内委員にお願いしたい。

(異議なし)

(2) 大和市障害福祉計画について ---事務局より説明---

(3) 今後の予定 ---事務局より説明---

(4) アンケート調査について

事務局：調査対象は、平成 17 年 3 月時点の各障害者数の 15%とした。身体障害者は 4,345 人から 650 人、知的障害者は 903 人から 135 人、精神障害者は自立支援医療受給者証所持者 2,100 人から 315 人、あわせて 7,348 人の中から 1,100 人を抽出する。

委員：「教育」に関する項目があるが、18 歳未満と 18 歳以上の割合にもとづいて抽出され、児童にも調査票が届くようになっているのか。

事務局：対象者は無作為でリストから順番に抽出する。知的障害者では年齢順に並べ替えてから順番に取っているの、年齢が加味されている。身体障害者では、障害の種別・等級に並び替えて抽出しているの、年齢については加味されていない。

委員：身体障害者は卒業後の進路が懸念されているので、年齢を加味してほしい。

事務局：現在抽出作業をしているところなので、対応する。

委員：「グループホームの利用意向」では、今入っている人とこれから入りたい人の意向は異なると思うが、その辺りは考慮されるのか。

事務局：本日ご提示したのは調査項目案だけだが、事務局の調査票案では、「市内にグループホームやケアホームなど障害のある仲間と一緒に住むことができる住まいが増えたら、あなたは利用したいですか。」という設問となっている。

会長：今の説明によると意向は把握できると思う。

委員：知的・精神障害者は調査項目の内容が理解できるだろうか。回答の位置付けを明確にしておかなければいけない。

事務局：調査票配布時に協力依頼をつける。そこに、基本的には本人記入だが、状況によって家族や介助者等に本人の意見を尊重して回答してもらうよう依頼している。また、誰が調査票を記入したかについてもたずねている。

会長：「わからない」という回答は、設問に対する判断がつかないのか、設問自体の意味がわからないのかがわからないが、そこは調査・分析をするコンサルタントに任せたい。

委員：回収率 70%を想定したサンプル数として妥当な数なのか。また、調査項目案では、日頃の生活に満足しているかをたずね、「地域生活」や「サービス」と関連させて分析をお願いしたい。

事務局：1 点目については、サンプル数は児童育成計画や介護保険事業計画の調査を参考にして、障害者についても同程度とした。統計上、妥当性があるサンプルということではない。2 点目については、技術的にクロス集計をすれば把握できる。

会長：精神障害者のサンプルは 135 件で、回収が 7 割をきるとすると統計上はどうか。

委員：「日ごろの生活」に誰が生活費を出しているのかという設問を入れられるか。障害者は親が亡くなった後で経済的な不安があるが、この調査にはなじまないだろうか。

事務局：まず、回収については、督促礼状を 1 回送付して回収率を上げたい。通常、50~70%の回収が可能だそうである。また、経済的な質問を入れることは可能である。

委員：知的障害者は 135 サンプルで回答が 5 割だった場合を考えるとこのままのサンプル数でよいのか。もっと増やしてはどうだろうか。

事務局：皆さんの意見を聞いてつくることが重要だと思う。スケジュールにあるように、アンケート

の他、インタビュー、団体ヒアリング、パブリックコメントを行い広く関係者の皆さんの意見を聞いていく。

委員：結果の反映の仕方は障害によって違うと思う。今回、郵送法というひとつの方法なので、サービス供給量を見込むときに回答数が多い方へ引っ張られるのではないかと。

会長：分析の際は、障害別に出すはずである。計画は調査結果を重視してつくられると思うが、調査結果をみて、また意見を出すことになる。

職務代理：市では成年後見制度を導入する予定はあるのか。障害者には親族が亡くなった後の公的なバックアップが必要だと思う。また、介護給付を受けるために主治医の意見書が必要になるが、現時点でどれくらい提出されているのか。

事務局：パンフレット「これからの障害保健福祉サービス」11頁の「地域生活支援事業」で確立していきたい。相談支援の中で事業者が障害者に身近なところで対応できればよいと考えている。

職務代理：主治医の意見書はこれまでも介護保険で書いてきた。高齢者は半年ぐらい経つと状態が変化するので書くことも変わるが、精神障害者などは5年、10年と変わらない中で書くということになるのか。

事務局：介護保険では次回の認定まで半年間だが、障害では3ヶ月から3年間まで幅があるので、最長で3年間となる。これまで医療機関から46件の意見書が提出されている。来週から認定審査会を開始する。

会長：職務代理の質問は、調査項目案の「権利擁護」に関係すると思われる。

委員：支援費の実績が出ているかと思う。サービスは需要と供給のバランスが大切である。事業者調査は予定しているのか。

事務局：本日はお示ししていないが、支援費からの支給実績については、次回以降示したい。見込量は事業者の数値も見ながら算出する。平成15年4月には支援費制度への移行に伴いアンケートを実施したので、この結果も参考にしたい。

また、大和市内の事業者ネットワークとしてYAMACO（やまこ）がある。団体ヒアリングで意見をうかがいたい。

委員：「災害事前登録制度」とはどのような内容か。

事務局：市では、障害のある人などの災害弱者の扱いについて検討している。去年は災害時マニュアルづくりにも取り組んだ。国では、災害が起きたときに自治会、民生委員や消防等が救助できるように、事前に障害者の情報を提供してもらうのがよいという方針を出している。市では、事前登録について意見をきいて検討していきたい。

委員：社会福祉協議会の活動計画では、災害弱者の把握と地域の支援が課題となっている。個人情報保護が必要とする人の把握が難しい状況である。多くの人が事前登録して、社協とも連携して取り組めるとよい。

委員：療育、教育と計画をどう関係づけていくのか。

事務局：障害福祉計画では、市から国に見込量の数値を9月頃報告する。今の質問は、施策の部分でどうするのかという趣旨かと思うが、それについては障害者福祉計画の中で考えるものである。アンケート調査で吸い上げられない部分については、委員が所属している立場から補ってほしい。

会長：障害者福祉計画は、いわば障害者の生活全体を考える計画である。検討材料として、専門の立場から意見をいただきたい。

調査については、分析の段階でまた皆さんの意見をお願いしたい。

委員：保健福祉事務所でアンケートをとっているが、要望欄には「また同じようなことを聞かれる」

とか「要望しても実現されていない」などと書かれる。要望については、市全体の計画の中で相対的に考えると、アンケートをどのように利用するか、依頼状に市の姿勢や断り書きを入れてはどうだろうか。

(5) その他

会 長：その他、今日感じたことなど何かあるか。

委 員：委員会の意見はどのくらい反映されるのだろうか。団体ヒアリングは前倒しして、意見を取りまとめる時間を多くとったほうがよいのではないか。

事務局：調整する。せわしないスケジュールの中で市は委員会を招集することにきめたのだから、なるべく皆様の意見は取り入れたいと考えている。委員の任期は3年間なので、長い目でみていただきたい制度である。

会 長：タイトなスケジュールになったのは、国が9月に見込量を取りまとめるためで、市も翻弄されているのが現状である。早急さは否めないが、このメンバーだからこそできたという計画にしたい。皆様の議論にかかっていると思うので今後ともよろしく願いたい。

3 閉会

事務局：次回以降の日程は、第2回が7月6日、第3回が8月3日で、時間はいずれも午後を予定している。

以上

第2回 大和市障害福祉計画 策定委員会 会議録

日 時：平成18年7月6日（木） 午後1時30分～午後3時40分

場 所：大和市保健福祉センター 4階 講習室

出席者：（敬称略）

<委員>

竹内安彦、鈴木敏彦、西山誠一郎、伊藤悦子、春日恵美子、市川俊幸、江原純一、
佐藤七津美、田邊季子

（欠席）村尾朗、井上保男

<事務局>

柳課長、入岡課長補佐、熱田チーフ、中林主任、坂本主事

議 事 1 開会

2 議題

（1）大和市の障害福祉に関する現状分析について

（2）アンケート調査の結果について

（3）大和市の障害者を取りまく課題について

（4）地域生活支援事業について

3 報告事項

（1）障害者世帯へのインタビュー調査実施の報告

（2）障害者関連施設、団体等へのヒアリング調査について

1 開会

会 長：本日は、議題が4つある。議題ごとに事務局から資料の説明があり、その後で議論していた
だく。よろしくお願ひしたい。

2 議題

（1）大和市の障害福祉に関する現状分析について

事務局：資料1「大和市の障害福祉に関する現状分析」説明。

会 長：支援費制度が導入されてから、どの自治体でも利用が増えていると思うが、神奈川県内の他
市と比べて、大和市の特徴はあるか。

事務局：大和市では、10年以上前から、市の単独で、県央福祉会と委託契約を結び、身体・知的障害
児の預かり事業を実施してきた経緯があるので、児童のショートステイは他市に比べて、早
い時期から定着している。

委 員：障害者自立支援法により、サービスが3障害共通になると思うのだが、精神障害者の施設サ
ービスで大和市の特徴はあるか。

会 長：大和市には、精神障害者社会復帰施設がないということによろしいか。

事務局：精神障害者のサービスとしては、昨年の12月に、NPO法人がグループホーム「リバーシ
ティ大和」を開所している。また、通う場所として、地域作業所では、NPO法人「あゆみ
の家」、「フレッシュゾーン ボイス」がある。それ以外では、「精神障害者地域生活支援
センター コンパス」がある。ここは、病院でのデイケアや、作業所に通うことが困難な方

が集まれるような、フリースペースになっている。これは、綾瀬市、海老名市、座間市、大和市の4市共同で運営している。

会 長：グループホームは居宅サービスの一環だが、大和市の居宅サービスで特徴はありますか。
事務局：大和市では、精神障害者のホームヘルプをはじめるのが他市より遅かった。

(2) アンケート調査の結果について

事務局：資料2「大和市障害者福祉計画策定に向けた意識調査」説明。

会 長：知的障害者の回収率は少し低かったが、全体の回収率が7割を超えて良かった。何かご意見、ご質問はあるか。

委 員：3障害で年齢が大きく異なっている。身体障害者は「60歳以上」が7割で、知的障害者は若く、「乳幼児期」、「学齢期」が多くなっている。精神障害者は、ほとんどが30歳以上である。年齢が違い、収入にも差があるので、サービスの利用者負担への考え方なども違ってくる。調査結果は、3障害の数字を比較するだけでなく、年齢や収入を加味して分析したほうが良い。

委 員：知的障害者は、父母が記入した割合が高いので、教育問題などへの指摘が多くなっている。

会 長：年齢等が違うので、調査結果の読み取りが難しくなっている。年齢でクロスをした結果があれば良いと思う。身体障害者は加齢による障害をお持ちの方が多いので、無作為に抽出すると、60歳以上が7割程度になる。

委 員：アンケートの最後に、連絡先と氏名を記入する欄があるが、記入しないと調査結果に反映されないのか。

事務局：この欄は、聞き取り調査にご協力いただける方に記入してもらっている。現在、アンケート調査を補足する目的で、対象者のお宅を訪問して、聞き取り調査を行っている。

委 員：身体障害者は支援費サービスの利用が少ないが、その理由は何か。

会 長：身体障害者の全体の結果は、高齢の方の意見に引っ張られていると思う。

事務局：身体障害者は高齢の方が多いので、介護保険を利用している場合が多い。

事務局：今後、年齢、障害程度別などでクロス集計を実施する。本日、いただいた意見も参考にしたいと思っている。

会 長：そのクロス集計の結果は、いつ出るか。

事務局：次回の7月29日の委員会には提出できる。

会 長：クロス集計に関して、ご要望はあるか。

委 員：住まいは「持ち家」が多く、家族と一緒に暮らしている方が多いのだと思う。そのため、今後の暮らし方をみると、「現在の家族と一緒に自宅で暮らしたい」が多くなっている。全体でみると、グループホームやケアホームの利用意向は低くなっているが、必要としている人はいるので、グループホームやケアホームを充実すべきである。

会 長：自宅で持ち家が多いと思うが、自己所有か家族所有かという問題もある。自己所有の場合、リバース・モーゲージなどにも活用できる。グループホームやケアホームの利用意向をたずねると、どこの調査でも「わからない」が最も多くなる。一般的に、グループホームやケアホームを利用した際の生活のイメージが、わからないのではないかとということが言われている。今回の調査は、調査票にグループホームやケアホームの説明が書いてあるが、それでも利用意向は低かった。しかし、「わからない」が多かったからといって、不必要ということにはならない。

委 員：聞き取り調査の進捗状況はどうなっているか。

事務局：聞き取り調査は先着順にお願いした。予定では、身体障害者、知的障害者、精神障害者5名ずつを考えていた。しかし、精神障害者では、調査票に連絡先、氏名が書いてあっても、お断わりになられるケースが多かったため、4人となっている。現在、身体障害者、知的障害者は終了しており、精神障害者は今後行う予定である。

委員：アンケート調査の質問以外を聞くのか。

事務局：主にアンケート調査の内容をより詳しく聞いている。具体的には、日頃から感じていること、自立支援法についての期待や不安、障害者福祉サービスについての要望、将来の生活に対する希望や不安、権利擁護の取組みに求めること、災害時事前登録制における個人情報の提供、について聞いている。

会長：今回はクロス集計結果も出るなので、より具体的になると思う。自由意見は、我々が想定している範囲外の貴重な意見となるので、今以上に整理していただきたい。

委員：今回の調査では、軽度発達障害などの療育手帳を持っていない人は、対象になっていないのか。

事務局：障害福祉計画の調査なので、対象にはなっていないが、今後の課題として、委員会でご意見していただきたい。

会長：今回の調査は自立支援法の枠組みの中で実施している。しかし、障害者福祉計画を考えていく上では、地域の中で漏れがないように、軽度発達障害や難病の方も考えていかなければならない。

(3) 大和市の障害者をとりまく課題について

事務局：資料3「大和市の障害者をとりまく課題について」説明。

会長：この資料は、本委員会で検討している「障害福祉計画」及び「障害者福祉計画」の見取り図のようなものである。課題(案)が書いてあるが、全体の方向性にすぎないので、具体的なご意見、ご提案をいただきたい。

職務代理：資料3には「支援費制度利用者アンケート調査」の結果があるが、今後の施設サービス量の見通しはどうか。

事務局：知的障害者の施設サービスは足りていると思う。地域作業所も満員だったが、現在は一部で空きが出ている。身体障害者では、脳疾患等の後遺症で、病院から七沢更生ホームに行くという方が最も多い。現在、七沢更生ホームにも空きがある。それ以外は、療護施設を長期間、生活の場として利用している方が多い。精神障害者では、グループホームの「リバーシティ大和」が昨年12月にできた。また、福祉ホームの「森の家」が大和病院の敷地内にあり、現在3人が利用している。今後は、「地域生活支援センター コンパス」のフリースペースのような、「集う場」が重要になってくると思う。

委員：資料3には「大和市の現状」として、精神障害者は440人と書いてあるが、これは保健福祉手帳所持者数だと思う。しかし、自立支援医療受給者証所持者数は約2,200人である。精神障害者の数の認識は、今後の計画の方向性につながるのだから、重要である。現在は、国、神奈川県でも、人口の1%が統合失調症だと言われている。精神障害者を手帳所持者のみで捉えるのは良くないと思う。

事務局：精神障害者としては、自立支援医療受給者証所持者を念頭に置いている。しかし、課題としては、自立支援医療受給者証所持者を精神障害者と呼ぶことには、問題もある。

委員：私共の活動の中でも、精神障害者の方は、名乗ることを嫌がることが多い。しかし、ご家族は支援を求めている。

事務局：自立支援医療受給者証所持者も重要だが、今年度から、自殺防止予防の施策にも取り組むことになった。大和保健福祉事務所と共同で、病院等に通う前の予防対策、普及、啓発を進めていく。

委員：地域の中で生活のしづらさを持っている人のためのサービスを考えてもらいたい。

会長：障害の範囲は確かに難しい。法の定める範囲と、周辺のところについては、周辺の方々も対象に入れたほうが良い。特に療育手帳と精神障害者保健福祉手帳については、手帳の所持とサービス利用が結びついていない部分もある。その点では、地域での暮らしにくさを感じている人を対象に、サービスを考えていければ良いと思う。障害者計画の策定にあたっては、重複障害、軽度発達障害、難病の方も視野に入れて、議論していきたい。

事務局：平成 18 年 4 月 1 日時点では、精神障害者福祉保健手帳所持者数は 574 人、自立支援医療受給者証所持者数は 2,290 人となっている。今回のアンケート調査では、精神障害者は自立支援医療受給者証所持者から、約 15%にあたる 315 人を抽出している。

会長：何をもち、精神障害者とするかは、制度利用から考えるべきである。

委員：知的障害者では、ショートステイと移動介護へのニーズが高い。しかし、ショートステイは利用しづらいなど、様々な意見がある。そのため、グループホーム内にショートステイを設けるなど、既存施設を活用するのはどうか。また、移動介護はどこかに遊びに行く時しか利用できないので、通園、通所に利用できるようにすべきである。

会長：法律で定められたサービス以外をどうするかという問題である。

事務局：国からの方向性がはっきりと示されていないので、明確な説明はできないが、資料 4「大和市地域生活支援事業」の「4 移動支援事業」というものが考えられている。

委員：サービスの委託事業所をどのように選別、教育、評価するかは重要であるので、課題に入れるべきである。事業者は、共に計画を推進していく担い手として考えるべきであり、課題の中にも盛り込むべきである。

事務局：大和市のサービス事業者は、全体の連携をとるために自主的なグループをつくっている。そのグループのメンバーは、今まで身体障害者、知的障害者の関係だけであったが、今度から、精神障害者の作業所である「あゆみの家」、「ボイス」も加わることになった。私共は、事業者も一体的なサービスで対応をすべきだと考えている。また、大和市では福祉施設、地域作業所が全体的に配置されている。大和市としては、各施設、居宅支援事業者と情報交換をしながら、対応したいと思っている。

委員：委託目的にあった事業所を吟味するという視点が重要であり、事業者と協調して対応することが必要である。

会長：利用者の生活に直結するサービスなので、シビアになるべきである。

(4) 地域生活支援事業について

事務局：資料 4「大和市地域生活支援事業」説明。

会長：事業には新規と既存があるが、新規はどのように実施するのか、既存はこのままで良いのかという議論がある。何かご意見はあるか。

職務代理：このような事業は、委託事業者の「やってあげる感」が強いので、事業者を選定したら、その後のサービスの提供状況も評価していただきたい。そのための、評価方法を考えなければならぬ。

会長：サービスの質の確保は重要な問題である。大和の地域性を踏まえ、委員の皆様は個別事業の方向性を提案していただきたい。

委員：グループホームを運営しているが、緊急ということで実費で預かったことがあった。親は、家から近くて、子どもを預けられ、泊められる場所を確保したいという気持ちがある。既存の施設を活用して、そのようなサービスを提供することはできないか。

委員：日中活動する場が、親が緊急で何かあった時に、預けられる場所であれば良いと思う。親としては、子どもをまったく知らない場所に預けるのも気が引けるので、既存の地域作業所などでサービスとして提供していただければ良いと思う。

事務局：大和市内に地域作業所は10か所ある。地域作業所の中には、畳の部屋もあり、預かりが不可能なわけではない。利用者の利便を考えて、既存の施設を有効に活用することは、重要である。

会長：ニーズがあるのは分かるが、安全面や定員などで問題があるようでは困る。

委員：横浜市にあるような地域ケアプラザがあれば良いと思う。または、障害者のためのホテルや訓練所があり、一般の方も入れる施設が、大和市の北、中央、南にあれば良いと思う。先程は、例で作業所と言ったが、人員は作業所の職員ではなく、別で対応すべきである。

会長：既存施設の有効活用については、地域生活支援事業が10月にスタートした後も、引き続き議論する問題だと思う。

委員：資料4の「7 盲人ホーム事業」とは何か。

事務局：「盲人ホーム」は、全国でも、ほとんどないと思う。大和市の場合、視覚障害者の方にニーズがあると、七沢ライトホームを紹介する。

委員：大和市は、どのように「盲人ホーム」の情報を当事者に伝えるつもりか。

職務代理：資料4の事業は、国が参考として提示した内容である。

委員：当事者は知る権利もあるので、この委員会で精査した内容が一般に流れていくことになる。利用者の数が多ければ設置することになるのではないか。

事務局：視覚障害者の方々は、自立して生活するというケースが多い。

会長：国が地域生活支援事業に「盲人ホーム」を入れたことが疑問である。

委員：「2 コミュニケーション事業」の手話通訳者の派遣は、大切なことなので、続けていただきたい。また、「16 社会参加促進事業」の手話奉仕員、手話通訳者の養成も続けていただきたい。

事務局：地域生活支援事業は様々な事業があり、既存の事業は続けていきたいと思うが、財源が限られている。大和市らしさを出し、限られた財源の中で、どのように取組むかが課題である。

委員：「地域生活支援センター コンパス」では、フリースペースを提供しているため、精神障害者は、午前地域作業所に通って、午後はフリースペースに通うということが可能である。地域生活支援事業は、自治体によって、同じ必須事業でも力の入れどころがある。

委員：ひきこもりの方では、ヘルパーの訪問サービスの要望が多い。そのようなサービスはあるのだろうか。また、「地域生活支援センター コンパス」の存続は決まったのか。

事務局：国が提示した事業には、そのようなサービスはない。ひきこもりへの対応は今後の議論で決めていただきたい。しかし、地域生活支援事業の財源は限りがある。資料4の「4 移動支援事業」は必須事業で、年間3,500~4,000万円かかる。また、「3 日常生活用具給付(貸与)事業」も必須事業で、新たにストマが補装具から加わったので、年間2,000万円程度かかる。「8 訪問入浴サービス事業」は、現在、市で実施しているので、地域生活支援事業に組み入れる予定である。

事務局：「地域生活支援センター コンパス」の存続については、4市で調整している。10月から、国・神奈川県からの2,100万円の補助金がなくなる。地域生活支援事業に組み入れるしかな

い。私共の考えでは、コンパスを閉鎖することは考えていないので、どうやって残すかが課題である。

委員：知的障害者としてグループホームに入居した人の中に、精神障害者ではないかという人がいるので、保健師に来ていただき相談にのってもらいたい。

事務局：障害福祉課には保健師が2名いるので、現在でも、そのようなことがあるのなら、相談してください。

委員：有償運送を利用すると自己負担が多くなり、利用を断念する人がでてきているので移動支援事業に入れていただきたい。

事務局：重要性は分かるが、まず、既存事業を続けたいと思っている。そして、地域生活支援事業が始まってから、徐々にどの事業を優先すべきか考えたい。

委員：社会福祉協議会のボランティア相談は、年間300件程度あるが、移送に関することが最も多い。身体障害者は病院、リハビリに通う時、知的障害者は通学の時に利用したいという人が多い。精神障害者は公共交通サービスが利用できないため、利用したいという人が多い。ボランティアの方は約20人いるが、個人の車で走っているため、すべてに対応することはできていない。専用車を社協で配置することも考えている。また、資料4の「13 生活支援事業」の事業概要には、「精神障害者のボランティア養成」と書いてあるが、グループ「窓」、社協、神奈川県ボランティアセンターで精神障害者のボランティア養成を行っている。講座を行ったが、新しいグループはできなかった。現在は要請ではなく、啓発を行っている。また、ひきこもり、不登校児の居場所づくりを進めているグループが2つある。

3 報告事項

(1) 障害者世帯へのインタビュー調査の実績

事務局：身体障害者5名、知的障害者5名へのインタビュー調査は終わっている。精神障害者4名は、今後となり、保健師も同行する予定である。インタビュー調査の内容は、次回にお示しい。

(2) 障害者関連施設、団体等へのヒアリング調査について

事務局：ヒアリング調査は、今後、障害者福祉施設6か所、療育・保育・教育施設4か所、当事者団体・親の会5か所に行く予定である。

4 閉会

事務局：次回の日程は7月29日(土)の13時半から、場所は大和市保健福祉センター5階の501会議室で行う。

以上